

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
1	基本協定書(案)	1	3	4					「事業予定者の設立に当たり、乙はいずれも必ず出資するもの」とありますが、入札説明書6ページ 第4 1 1) ④にある入札参加者の構成員定義に「協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業」という説明があります。出資が必須条件か否か改めてご教示ください。	「協力企業」は出資しない企業です。出資する場合は「構成企業」に位置付けられます。
2	基本協定書(案)	1							基本協定書の当事者は「代表企業」と「構成企業」となっていますが、第5条、第7条は、事業予定者から直接業務を請負う「協力企業」も対象になるかと存じますので、基本協定書の当事者に協力企業を含めるべきではないでしょうか。	ご意見を受けて、協力企業を追加します。
3	基本協定書(案)	2	6	1					「平成28年3月を目途として」とありますが、平成28年1月(入札説明書では1月が仮契約となっている)ではないでしょうか。	「平成28年1月を目途として」に修正します。
4	基本協定書(案)	2	6	1					前記の質問の回答が平成28年1月であった場合、12月下旬に事業者決定して1月の仮契約をするには、SPCの設立スケジュールが非常に厳しいですがスケジュールの変更は検討可能でしょうか。	当該期間を延長できるように努力していきます。
5	基本協定書(案)	3	8						本条は「事業契約に係る本契約の締結前」に係る条項であるため、第4行目の「…並びに解除することができるものとする。」は仮契約を締結後、本契約締結までの間に仮契約を解除するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	基本協定書(案)	3	8						本条にて「乙は、甲の請求に基づき、本事業の施設整備に係るサービス対価相当額の100分の10に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。」とありますが、帰責事由企業が負担する事を明確化するためにも「乙の内、帰責事由企業は、甲の請求に基づき、本事業の施設整備に係るサービス対価相当額の100分の10に相当する金額の違約金を乙に支払うものとする。」に変更して頂けますでしょうか。	変更しません。
7	基本協定書(案)	3	8	1					事業予定者として不正行為等を行わないようにするのは当然のことですが、万が一、事業予定者を構成する一社が事業契約締結不調の事由の一つに該当するような場合に、本事業の施設整備に係るサービス対価相当額の100分の10に相当する違約金を連帯して負担するというのは、起因者でない他の企業にとっては過大な違約金と思料しますので、損害賠償の連帯債務と併せご再考をお願い致します。	変更しません。
8	基本協定書案	4	9						基本協定の有効期間は事業契約が完了した日を終期とすると思いますが、事業契約が完了した日とは、事業が終了する平成45年3月でしょうか、それとも事業契約締結が完了した日をいうのでしょうか。	事業が終了する平成45年3月31日です。

No	資料名等	頁	第1	1項	1)	(1)	①	ア)	質問内容	回答
9	基本協定書 (案)	7	出資保証書						出資者保証書の前文において、出資について構成員各社の持ち分を連帯して誓約し連帯して表明及び保証しますとありますが、万が一何らかの都合により、一部の会社の出資が出来なかった場合は、どのように保証するのでしょうか。	出資ができない場合は構成企業としては認められません。